

家庭的保育事業実施事業者の概要及び認可基準審査表

資料6

1. 事業者概要

- (1) 事業者名称 特定非営利活動法人ふらっとスペース金剛
- (2) 事業者所在地 富田林市寺池台一丁目13-31
- (3) 施設名称 家庭的保育事業「Kotona(ことな)」
- (4) 施設所在地 富田林市寺池台一丁目9-70
- (5) 役員情報

役職名	氏名			
理事	岡本 聡子	原井 メイコ	三好 さゆり	奥田 末利子
	古川 健一	小林 和子	戸江 哲理	廣崎 祥子
	的場 和代	近棟 健二	宮本 弘子	中本 美紀

(6) 運営している事業

事業名	開設年	施設名
富田林市つどいの広場事業	平成17年	ほっとひろば(ふらっと) 開設
富田林市つどいの広場事業	平成19年	ほっとひろば(レインボーホール) 開設
富田林市つどいの広場事業	平成19年	ほっとひろば(すばるホール) 開設
富田林市つどいの広場事業	平成21年	ほっとひろば(かがりの郷) 開設
千早赤阪村養育支援家庭訪問事業	平成22年	
太子町養育支援家庭訪問事業	平成26年	
富田林市養育支援家庭訪問事業	平成26年	

2. 家庭的保育事業所の人員に関する事項

項目	基準		Kotona(ことな)	
	要件等	市基準条例	現況	根拠等
保育従事者	家庭的保育者1人につき乳幼児3人以下	第23条第2項 第23条第3項	家庭的保育者5人(うち施設長1人、 常勤1人、非常勤3人)	履歴書・資格証 修了証
調理員	配置すること ※連携施設等からの搬入可	第23条第1項	栄養士1人 家庭的保育者が兼任	履歴書
嘱託医	配置すること	第23条第1項	連携施設と提携	協定書

3. 家庭的保育事業所の建物・設備に関する事項

必要な設備	基準		Kotona(ことな)	
	要件等	市基準条例	現況	根拠等
保育を行う専用の部屋	乳幼児1人につき3.3㎡(最低9.9㎡以上)	第22条第1~2号	1階 36.0㎡	平面図・写真
採光、照明及び換気設備	乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備	第5条第6項 第22条第3号	自然光・照明・換気扇	平面図・写真
調理設備及び便所	衛生的であること	第22条第4号	調理室1階 5.4㎡ 便所1階 1.3㎡	平面図・写真
屋外遊戯場	満2歳児1人につき3.3㎡以上の面積の庭 ※付近の公園等に代替可	第22条第5~6号	金剛中央公園 27,991㎡ 距離200m	位置図・写真
火災報知器及び消火器	消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備	第7条第1項 第22条第7号	自動火災報知設備 非常口誘導灯 3個 消火器 1本	平面図・写真
連携施設	(1) 合同保育・行事への参加等 (2) 代替保育 (3) 卒園後の受皿	第6条第1~3号	寺池台保育園 距離1.2km (1) 合同保育・行事への参加等 (2) 代替保育 (3) 卒園後の受皿	協定書
保育時間	原則8時間	第24条	8時30分~16時30分	
構造耐震指標等	鉄骨・RC造=ls値0.6以上かつq値1.0以上 木造=lw値1.0以上		基準に適合	耐震診断結果報告書

4. 富田林市保育所等運営事業者選考等委員会の付帯意見への対応

付帯意見	対応
1) 開設に向けて、富田林市の担当部局と綿密に協議されること。	防犯面・安全面・衛生面・施設整備・保育計画を綿密に協議。
2) 施設整備や運営にあたって、安全衛生、防犯において、十分に配慮されること。	送迎の時間帯以外は出入口を施錠し、関係者以外出入りできないようにする。 既設のカウンターから天井まで調光性と通気性のあるスクリーンを設置。 調理場前と保育スペースの間に配膳カウンターを設置
3) 施設長も含めた職員の資質向上と適切な雇用関係の維持に努められること。	各種研修への積極的な参加及び市の巡回指導において職員の資質の向上に努める。 常勤職員については、雇用契約を結び、適切な雇用の維持に努める。
4) 市の認可事業としての家庭的保育事業と法人独自事業が混同することのないよう取り扱われること。	地域交流スペースは設けず、エントランスホールとする。 家庭的保育事業と法人独自事業は区別する。